

第 8 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(長田区苅藻島町 1 丁目)

計 画 書

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	長田区苅藻島町 1 丁目	約 0.4 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 [施設の種類] 廃ポリ塩化ビフェニル (PCB) 等、 ポリ塩化ビフェニル汚染物又は ポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 (処理能力 : 6.4t/日) [処理を行う廃棄物の種類] 廃ポリ塩化ビフェニル等 (微量 PCB 汚染絶縁油に限る) ・事業者 神戸環境クリエート株式会社

理 由

当施設は、平成 19 年に建築基準法第 51 条の許可を受け、事業者が廃プラスチック類等の産業廃棄物を焼却している。

このたび、環境大臣が認定を行ったことを受け、焼却による微量 PCB 汚染絶縁油の無害化処理を行おうとするものである。さらに当敷地は、臨海部の工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められる。

(参考)

○建築基準法関係条文抜粋

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第 51 条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

○微量 PCB 汚染絶縁油

本来、PCB を使用していない電気機器等の絶縁油に、PCB が製造過程において混入（通常数 mg/kg～数十 mg/kg）したもの。これらは絶縁油が PCB に汚染されたものであることから、通常の高濃度（100%～50%）の PCB 絶縁油と区別されている。